

那覇市上下水道局審査基準等の設定及び公表に関する規程【読替え表示】

(趣旨)

第1条 **【この規程】**は、行政手続法(平成5年法律第88号)及び那覇市行政手続条例(平成9年那覇市条例第38号)に基づく審査基準等の設定及び公表について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 **【この規程】**において使用する用語は、行政手続法において使用する用語の例による。

2 **【この規程】**において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 審査基準等 審査基準、標準処理期間及び処分基準をいう。

(2) 執行機関 **【上下水道事業管理者】**をいう。

(審査基準の設定の特例)

第3条 審査基準が法令において具体的に規定されている場合は、審査基準の設定を要しない。

2 次の各号のいずれかに該当する場合であつて、審査基準の設定が明らかに困難なときは、審査基準を設定しないことができる。

(1) 処分が極めてまれな場合

(2) 事案ごとの裁量が著しく大きい場合

(3) その他執行機関が特に合理的な事由があると認める場合

(標準処理期間の設定等)

第4条 標準処理期間は、申請が到達した日の翌日から起算して、当該申請に対する処分をする日までの日数(当該申請が到達した日に処分する場合においては、即日)とする。

2 特定の日数を設定することが困難な場合は、月又は一定の幅を持った期間をもって標準処理期間とすることができる。

3 次に掲げる期間は、標準処理期間に算入しないものとする。

(1) 申請書の記載事項、添付書類の不備等申請の形式上の要件に適合しない場合において、申請者が当該申請の補正に要する期間

(2) 申請の審査に必要な資料の提供等を求める場合において、相手方がその求

めに応じるまでの期間

- (3) 公聴会の開催等、申請者以外の者の意見を聴くために要する期間
- (4) 申請期間を定めた場合であって、その期間内に申請のあったものを一括して処理するときにおける、申請のあった日から当該申請期間の末日までの期間(準用)

第5条 第3条各項の規定は、標準処理期間及び処分基準の設定について準用する。
(整理票の作成)

第6条 執行機関は、審査基準及び標準処理期間にあつては審査基準・標準処理期間整理票(第1号様式)を、処分基準にあつては処分基準整理票(第2号様式)を作成しなければならない。第3条各項の規定(前条において準用する場合を含む。)に該当する場合についても、同様とする。

- 2 前項の規定は、審査基準等の内容その他の記載事項を変更したときについて準用する。

(審査基準等の公表の方法)

第7条 執行機関は、前条の規定により作成した審査基準・標準処理期間整理票及び処分基準整理票を事務所に備え置くことにより、審査基準等を公にするものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、審査基準又は処分基準を公にしないことができる。

- (1) 人の生命、身体、財産の保護等に支障があると認められる場合
- (2) 脱法行為を助長し、又は助長するおそれがあると認められる場合
- (3) その他公共の安全と秩序の維持に支障があると認められる場合

- 3 執行機関は、審査基準等を作成し、変更し、又は廃止したときは、【企画経営課長】にその旨を通知するものとする。

- 4 【企画経営課長】は、審査基準・標準処理期間整理票及び処分基準整理票を取りまとめ、公表するものとする。

(補則)

第8条 【この規程】に定めるもののほか、必要な事項は、執行機関が定める。

付 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容			
根拠法令及び条項			
審査基準	設定 ☐ 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) ☐ 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 ☐ する ☐ しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】(※審査基準を公表する場合のみ記載すること。)		
審査基準 設定年月日	年 月 日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	設定(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) ☐ 有 期間() ☐ 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	年 月 日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	部 課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

第2号様式(第6条関係)

処分基準整理票

処分の内容			
根拠法令及び条項			
処分基準	設定 ☐ 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) ☐ 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
	公表 ☐ する ☐ しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】(※処分基準を公表する場合のみ記載すること。)		
処分基準 設定年月日	年 月 日	処分基準 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	部 課		
備考			

注 処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。